

事務事業名	居宅介護住宅改修費給付事業				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 介護保険係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	介護保険法第45条及び第57条					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠							☒ 単年度繰返（開始年度 平成12 年度～）		
予算科目							☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	在宅で介護を受けている要介護者、要支援者が、手すりの取付けなどの定められた改修を、居住する住宅に行ったときに、住宅改修費が償還払いで支給される。支給額は、実際の改修費の内自己負担割合分（1割又は2割）を引いた額である。なお支給限度基準額は20万円を上限としている。要介護者、要支援者が住宅改修費の支給を求めるときは、事前に市の窓口で改修内容と理由について相談し、住宅改修が終了した後支給申請書を市の窓口へ提出する。 対象となる住宅改修の種類 1. 手すりの取付け 2. 床の段差解消 3. 滑り止め等の床材変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式への便器等の取替え 6. その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 住宅改修の支給申請のデータを国保連に送付し、国保連で内容審査をしたデータを市の介護保険システムに入力し、精査後申請者の口座に給付費を振込む。 30年度計画 前年度と同様。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 給付件数(住宅改修した人数)	件(人)	139	118	140	126	134
	イ 給付額	千円	15,187	13,766	14,817	15,205	16,131
	ウ						
	エ						
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 在宅の要介護・要支援認定者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 在宅の要介護・要支援認定者数	人	2,118	2,217	2,152	2,453	2,602
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅での介護を援助し、要介護者、要支援者が住み慣れた住居での生活ができるように住宅改修をする。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 住宅改修により生活の質が向上した人数	人	139	118	140	126	134
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 在宅でその人に応じた生活ができるようにして、高齢者の自立を支援する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 住宅改修により生活の質が向上した割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移			単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	3,797	3,306	3,516	3,594	4,033
		県支出金	千円	1,898	1,721	1,852	1,901	2,016	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	4,404	3,855	4,149	4,257	4,355	
		一般財源	千円	5,088	4,884	5,300	5,453	5,727	
		事業費計 (A)	千円	15,187	13,766	14,817	15,205	16,131	
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	
		延べ業務時間	時間	340	290	340	315	335	
		人件費計 (B)	千円	1,435	1,215	1,412	1,307	1,390	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	16,622	14,981	16,229	16,512	17,521	

③この事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成12年4月の介護保険制度の開始。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・高齢者人口の増加にともない、要介護者、要支援者が増加し住宅改修利用者も増加していたが、制度の周知が図られた結果、住宅改修サービスについては多くの要介護者がサービスを受けている。最近是要支援の方の住宅改修の件数が伸びてきている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 要介護状態になっても高齢者が住みなれた居宅で生活を送れるようにすることは、高齢者の自立に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 介護保険法で定められており妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 介護保険法で定められており適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 介護保険法で定められている給付事業であり、ケアマネージャー等により周知が図られている。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 介護保険法で定められており廃止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☒ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 介護保険法で定められている事業であり、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者負担は介護保険法で定められており、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							